

## 平成 23 年度 入札・契約制度の改善

### 1 技術・社会貢献評価制度の一層の活用

#### (1) 技術・社会貢献評価項目の追加及び配点の見直し

ア 「就業体験事業等への協力」を評価項目として設定し、「県立公共職業能力開発施設が実施する訓練で訓練生を受入れた場合」を、既に評価している「工業高校生に対する就業体験事業で生徒を受入れた場合」とともに、当該項目の要件に該当するものとする。

イ 「協力雇用主として保護観察対象者等を雇用した場合」の配点を 6 点から 16 点に引き上げる。

〔実施時期〕平成 23 年 7 月

#### (2) 電気・管工事における入札参加要件とする技術・社会貢献評価数値の設定範囲の拡大

電気・管工事の 1 千 3 百万円以上 5 千万円未満の入札において新たに「技術・社会貢献評価数値 5 点以上」を参加要件とする。

(参考) 電気工事・管工事における入札参加要件点数

発注対応工事金額	入札参加要件点数	
	現 行	見直し後
2億5千万円以上	30点以上	同 左
1億円以上2億5千万円未満	25点以上	同 左
5千万円以上1億円未満	10点以上	同 左
1千3百万円以上5千万円未満	-	5点以上

〔実施時期〕平成 23 年 7 月

#### (3) 測量・建設コンサルタント業務における技術・社会貢献評価制度の見直し

測量・建設コンサルタント業務においては、技術・社会貢献評価数値の全評価項目（20 項目）一律 1 点としてきたが、技術・社会貢献評価制度が浸透してきていることから、下記項目の配点を 2 点に引き上げる。

〔配点を 2 点に引き上げる項目〕

ISO 9000 シリーズ認証取得、  
災害応急対策業務要請に応じ出動した場合、 障害者雇用、  
ISO 14000 シリーズ又はエコアクション 21 認証取得、  
協力雇用主が保護観察対象者等を雇用した場合、  
資格制限（減点項目） 指名停止（減点項目）

〔実施時期〕平成 23 年 7 月

## 2 総合評価落札方式の改善

### (1) 項目ごとの評価点数の公表

落札者を決定する基準となる「評価値」のみを落札決定後に公表しているが、総合評価の透明性の向上を図るため、評価値の算定の基になる「施工計画」の各項目の評価点数並びに「企業の施工実績」の項目、「地域貢献」の項目及び「配置予定技術者の能力」の項目の評価点数の各合計も公表する。

〔実施時期〕平成 23 年 7 月

### (2) 「工事成績評価」の対象とする期間の拡大

工事成績評定点の評価対象を「過去 2 年間の完成工事」から「過去 5 年間の完成工事」に拡大する。ただし、配置予定技術者の工事成績については、平成 23 年度は平成 21 年度及び平成 22 年度の 2 年間の完成工事、以降「過去 5 年間」になるまで毎年度 1 年度ずつ拡大する。

〔実施時期〕平成 23 年 7 月

### (3) 「本店所在地による地域貢献評価」の配点の引き下げ

「本店所在地による地域貢献評価」の配点を 5 点（簡易型 18 点・特別簡易型 13 点満点中約 1.8 点に相当）から 2 点（簡易型 15 点・特別簡易型 11 点満点中約 0.7 点に相当）に引き下げる。

これに伴い、加算点の満点を次のとおり引き下げる。

簡易型 18 点 15 点、特別簡易型 13 点 11 点

〔実施時期〕平成 23 年 4 月